

ぎふ森林再生支援事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 ぎふ森林再生協議会（以下「協議会」という。）は、規約に定められた目的に従い、再造林を行う造林者に対して、その経費の一部を助成することとし、そのために必要な手続きを以下に定める。

(助成対象)

第2条 助成対象は、県内に森林の土地（以下「林地」という。）を有する森林所有者等（国有林及び森林整備センターの造林は除く。）が、再造林を実施した場合で、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

- (1) 岐阜県の森林整備事業費補助事業を実施した林地であること。
 - (2) 協議会に登録した素材生産者等に燃料用資材を納入した林地であること。
 - (3) 再造林面積0.1ヘクタール以上であること。
 - (4) 植栽樹種は、森林整備事業費補助事業の対象となる樹種とする。
 - (5) 素材生産業者と造林者が連携をして伐造一貫作業を実施した林地であること。
 - (6) コンテナ苗による低密度植栽（2000本/ha以下）であること。
- ただし、保安林内は保安林植栽基準による。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、コンテナ苗1本当たり25円を標準とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、森林再生支援事業助成金交付申請書（第1号様式）を理事長あて提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 森林整備事業費補助金交付申請書の内訳表の写し
 - (2) 助成金振込先銀行口座（金融機関名、本・支店、預金種目、口座番号、名義人）
- 3 交付申請の提出期限は、年1回で毎年3月末とする。

(助成条件)

第5条 助成金を受けた者は、森林再生支援事業の趣旨を十分に認識し、助成金の交付を受けた植林地について、下刈り等の実施により、適正に管理しなければならない。

- 2 助成金の趣旨及び前項に適合しない状況と判断した場合は、助成金の一部または全部について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、返還の期限を延長し、または返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 会長は、助成事業の申請を受けた場合においては、当該申請書の書類を審査し、その申請に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか第1号様式により県に調査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、当該助成申請者に通知(第2号様式)するものとする。

ただし、1月末時点の基金積立金額の状況から判断してコンテナ苗1本当たりの助成金が25円未満になる場合は、助成金額を理事会で決定するものとする。

2 助成金額の確定は、3月末までに行い、速やかに助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(委任)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の申請及び受領について、第三者に委任して行うことができるものとする。

2 助成金の申請及び受領を委任による場合は、委任状を添付すること。

(協力、連携)

第8条 協議会は、事業の普及を図るため、岐阜県、市町村及び森林組合(以下「関係機関」という。)に対して普及啓発に関する業務について、協力を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないもので必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、その都度定める。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。